

第2期 長沼町 子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和2年度～令和6年度



長沼町



はじめに

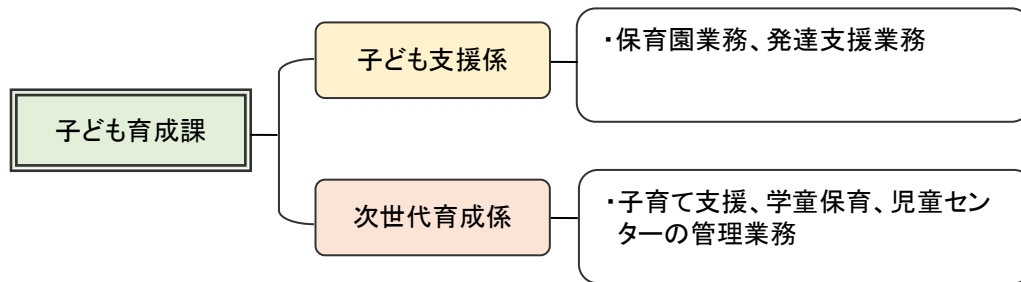
平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度は、平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざす制度です。新制度では、基礎的自治体としての市町村の権限と責任が大幅に強化され、全国の市町村に、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

本町においては、「長沼町子ども・子育て支援計画」を平成 27 年 3 月に策定し、この第 1 期計画の終了に伴い、令和 2 年度からの本町の子ども・子育て支援の方向性を定めるために策定します。

子ども育成課の設置について

本町では、児童センター「ぽっくる」のプレオープン及び小学校 5 校の統合に伴い、子育て支援、発達支援、保育園と学童保育に関する施策・事業の一体化と効率的な連携を図っていくため、令和 2 年 4 月に子ども育成課を設置します。

子ども育成課では、これまで保健福祉課で行ってきた従来の児童福祉事業に加え、妊娠、出産、子育てへの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を令和 2 年度内に設置し、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口をめざしていきます。



計画の位置づけ・期間

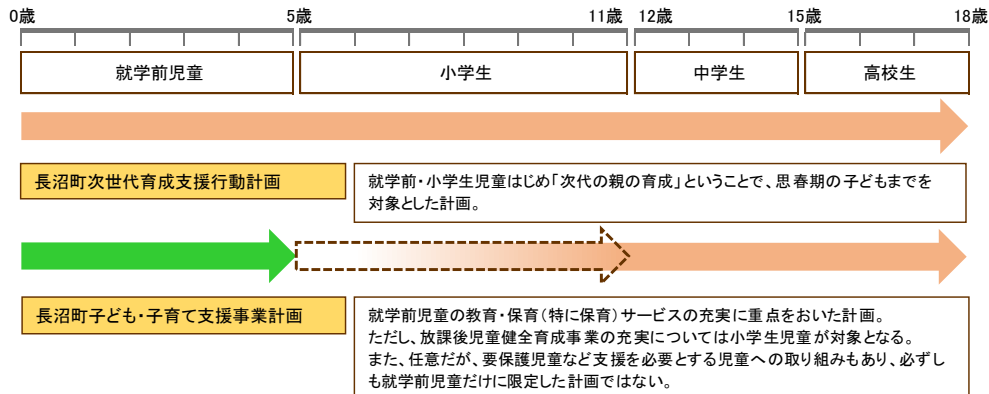
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として、子どもに関わる各分野における施策の方向性について位置づけます。

また、本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間とします。



平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
長沼町 子ども・子育て支援事業計画				第 2 期長沼町 子ども・子育て支援事業計画							次期 計画
		中間 見直し		第 2 期計画 策定			中間 見直し		第 3 期計画 策定		

計画の対象



計画の基本理念

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子どもは地域社会の宝でもあります。子どもの最善の利益を第一に考えつつ、家庭だけでなく、学校、地域、企業等がそれぞれの役割を認識し、協力しあって次世代育成の歩を進めていく必要があるため、右記のとおり基本理念を設定します。



**地域のなかで あたたく見守り
子どもを育てるまち ながめ**

子ども・子育て支援の視点

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、地域をあげて子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みづくりが必要となっています。

本計画では、子ども・子育て支援新制度における「子どもの最善の利益」と子育て支援策を通じた基本理念の実現をめざすため、次の3つの視点をもって基本目標を設定します。

子ども・子育て支援の視点



子育ての視点

すべての子どもが、自らの成長力と可能性を伸ばし明るく元気に育つよう、みんなで応援する

親育ちの視点

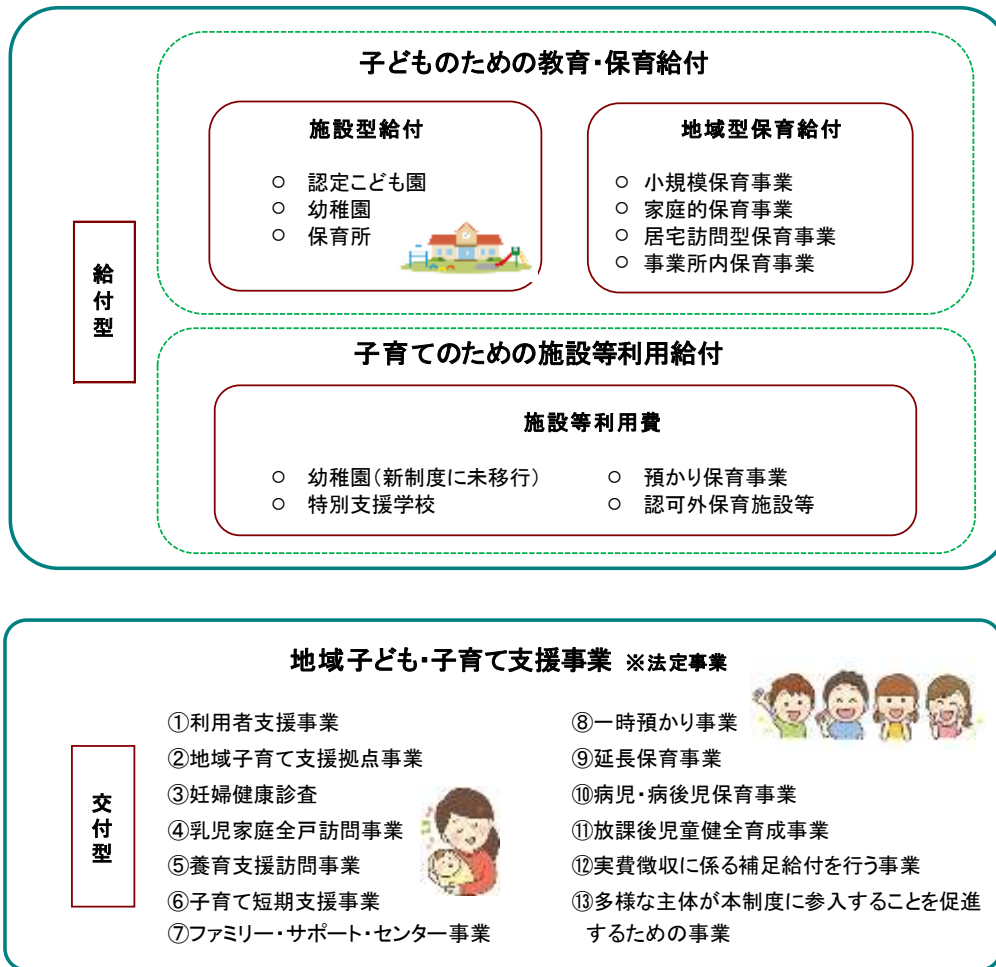
すべての親が、子育てと仕事、自己啓発や生活を充実してできるよう、みんなで応援する



町育ちの視点

地域の社会資源と町民の力をつないで、みんなが子どもと子育てを見守り、応援する

子ども・子育て支援事業



※施設型給付・地域型保育給付・施設等利用給付の対象は、認可・認定を受けた事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

推計児童人口

本町の平成31年4月1日の小学生以下の子どもの人口は833人（就学前児童353人、小学生480人）となっています。

推計人口からは、令和2年に792人（就学前児童324人、小学生468人）だったものが、令和6年には708人（就学前児童328人、小学生380人）に減少することが見込まれます。

年齢(各年4月1日)	平成31年 ※実績	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	39	54	52	54	52	50
1,2歳	122	97	103	115	115	115
3~5歳	192	173	188	180	164	163
就学前計	353	324	343	349	331	328
低学年	220	231	213	198	181	178
高学年	260	237	267	232	242	202
小学生計	480	468	480	430	423	380
合計	833	792	823	779	754	708

※ コーホート変化率法により、平成29~31年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに推計。

幼児期の学校教育・保育の提供体制

幼児期の学校教育・保育については、定員を下回ることが想定されるため、現状の定員を継続します。

また、本町では、私立幼稚園の小学校訪問や小学生と保育園園児との交流学習等を実施しています。引き続き、幼稚園、保育所と小学校が、幼児・児童の実態や課題などについて交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。



区分	量の見込みと確保方策（各年4月1日時点 単位：人）										町内における施設数・定員
	令和2年度					令和6年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
	学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1,2歳		
①量の見込み	47		84	2	40	44		80	2	46	◆保育園 2園 定員：195人 (2号129/3号66) ◆幼稚園 1園 定員：120人
②確保方策	保育園		129	12	54			129	12	54	
	幼稚園										
	幼稚園で預かり保育を利用	120				120					
過不足②-①	73		45	10	14	76		49	10	8	

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

区分		量の見込み		確保方策
		令和2年度	令和6年度	
利用者支援事業	基本型・特定型	0か所	0か所	令和2年度内に、子育て世代包括支援センターの設置を目指します。
	母子保健型	(1か所)	1か所	
地域子育て支援拠点事業		4,489人回	4,905人回	長沼町子育て支援センター「はびはぼ」を継続するとともに、その充実に努めます。
妊婦健康診査		728人回	644人回	母子健康手帳交付時及び後期妊婦相談時に、妊婦一般健康健康診査・超音波検査受診票を交付します。
乳児家庭全戸訪問事業		54人	50人	全戸訪問に努めます。転出や入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問します。
養育支援訪問事業等		2人	2人	養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援します。
子育て短期支援事業		0人	0人	実施予定なし
一時預かり事業 (幼稚園型)	1号認定	3,386人日	3,251人日	私立幼稚園で預かり保育を実施しています。現在の施設規模で計画期間中のニーズは確保されていることから、事業の継続を促します。
	2号認定	609人日	609人日	
一時預かり事業 (幼稚園型以外) 及び子育て援助活動 支援事業	一時預かり事業 (幼稚園型以外)	61人日	62人日	保育所2施設(1日当たり定員10人)実施の一時預かり事業を継続するとともに、ファミリー・サポート・センターの充実に努めます。
	子育て援助活動 支援事業	582人日	591人日	
延長保育事業 ※国基準外 4月1日時点		52人	52人	中央長沼保育園(午前7時30分から午後7時まで)、南長沼幼稚園(午前8時から午後6時まで)での提供体制を維持します。
病児・病後児保育事業		84人	85人	町外の施設を利用した場合の医療費を全額町で助成します。
放課後児童健全育成事業(学童保育)		129人	102人	児童センターで実施し、定員数112人の体制を確保します。

次世代育成支援行動計画

基本目標1 子どもの健やかな育ちを応援するまち 子育て

すべての子どもの人権が尊重され、さまざまな学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんな時にもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援する町をめざします。



①「子ども目線」のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇子どもの権利擁護 ◇子どもが相談しやすい体制づくり ◇安全・安心で身近な遊び場づくり
②遊びや生活体験への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇体験活動と学習機会の充実 ◇各種青少年団体等の活動促進 ◇生涯スポーツと健康づくりの習慣化 ◇芸術・文化等にふれ、体験する機会の充実 ◇読書活動の推進 ◇絵本の読み聞かせ ◇食育の推進
③豊かな「学び」への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校教育の充実 ◇学力向上対策の推進 ◇「心の教育」の充実 ◇特別支援教育の推進 ◇幼保小の連携強化 ◇幼保の連携強化 ◇教職員・相談員等の資質・能力向上対策の推進
④発達・療育への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇療育体制の充実 ◇児童相談所巡回相談 ◇子ども発達支援センターの充実 ◇障がい児保育の推進 ◇放課後児童クラブへの障がい児の受け入れ ◇手当てや医療費の給付による支援 ◇障がいのある子どもとその家庭への支援 ◇医療的ケア児への対応
⑤次代の親への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校との連携による思春期保健の推進 ◇学校保健の推進

基本目標2 安心して産み健やかに育てられるまち 子育て 親育ち

母親が安心して健やかな子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産期から切れ目なく支援します。そのため、母子保健や保育サービスなどの子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援の町をめざします。



①母子保健の充実と切れ目のない支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇乳児健康診査の実施 ◇乳幼児健康診査の実施 ◇新生児訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業） ◇乳幼児相談の実施 ◇新生児聴覚検査費用の助成 ◇歯科保健の実施 ◇新入学児童健康診断、児童生徒の健康診断の実施 ◇予防接種の実施 ◇母子健康手帳の交付 ◇両親学級の開催 ◇母親学級の開催 ◇妊産婦への保健指導の実施 ◇妊婦健康診査の費用の助成 ◇産後ケアの検討 ◇養育者支援 保健・医療連携システム事業（養育支援事業）
②地域の子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇通常保育事業（施設型給付・保育所） ◇保育の質の向上 ◇一時預かり事業・子育て活動支援事業（在園児対象型・在園児対象型以外） ◇病児保育事業利用に係る医療費の助成 ◇地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業） ◇情報提供・広報啓発活動の推進
③放課後児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇放課後児童クラブ ◇放課後子ども教室
④子育て家庭の経済的負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童手当の支給 ◇乳幼児等医療費の助成 ◇未熟児養育医療給付 ◇出産育児一時金の支給 ◇ひとり親家庭等への支援 ◇利用者負担の軽減 ◇就学援助費の交付 ◇特別支援教育就学奨励費の助成

基本目標3 子どもと子育てを地域が応援するまち

子育て

親育ち

町育ち

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人、すでに子育てを終わった人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援する町をめざします。すべての子育て家庭が、子育てに喜びと楽しみを実感できるよう、地域の人材や資源をつなぎ、行政と一体となって、ふれあいや見守り、さまざまな子育て支援に取り組みます。



①家族と地域の教育力アップ	<ul style="list-style-type: none"> ◇子育て交流活動の促進 ◇子どもをもつ親への学習機会・情報の提供 ◇親と子のふれあいを高める活動の推進 ◇家庭教育支援体制づくり ◇子ども会活動の促進 ◇学校評議員活動（学校運営協議会）の促進 ◇地域ぐるみで学校運営を支援する取り組みの推進
②子どもへの虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待・DV等への対策ネットワークの強化 ◇児童虐待等についての意識啓発 ◇民生児童委員・社会福祉協議会活動の促進 ◇虐待予防体制の強化
③安全で安心な子育て環境	<ul style="list-style-type: none"> ◇通学路の安全確保 ◇道路・公共施設のバリアフリー推進 ◇子育てに配慮した環境の整備 ◇安全で安心な遊び場づくり ◇登下校時の子どもの安全確保 ◇児童・生徒への交通安全教育の推進 ◇子どもを犯罪から守る活動の推進 ◇街路灯、防犯灯の整備推進 ◇学校の安全管理の推進 ◇地域防災体制の充実 ◇青少年会館活動の推進 ◇健全育成団体等の活動促進

基本目標4 子育てと仕事の両立支援と男女共同参画

子育て

親育ち

町育ち

仕事、家庭、子育て、個人の自己啓発などを、バランスよく行えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。また、子育てを男女が協力しあいながら進められるよう、男女共同参加意識の向上に努めます。



①仕事と生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発と支援制度の周知 ◇育児・介護休業法の周知徹底と休暇・休業制度の定着化 ◇職場環境づくりの促進 ◇「道民育児の日」「道民家庭の日」の周知
②男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇男女共同参画の推進 ◇女性等への暴力・虐待や権利侵害等の防止 ◇男性の家事・子育て参画の推進 ◇起業をめざす女性への支援

計画の推進に向けて

推進体制

計画の推進に当たっては、教育・保育事業への町民の多様なニーズに応じていくため、必要な事業の量の確保、質の向上に努めます。

また、関係課・関係機関、団体、企業等、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして総合的・効果的な取り組みを進めます。

多様な主体の参画促進

本町に待機児童はいませんが、年少人口の減少が著しく、少子化対策を強化することが重要な課題となっています。したがって今後とも、地域や団体、企業等と連携を深めながら教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のみならず、さまざまな主体による自主的な活動を促進し、子ども・子育て支援への参画を進めます。

情報提供・相談対応体制の充実

令和2年4月に子ども育成課を設置し、子育て支援、発達支援、保育所と学童保育の一体化と連携を図っていきます。また、令和2年度内には、子育て世代包括支援センターの設置を目指します。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく支援できる体制を整備するとともに、支援を必要とする家庭のワンストップ窓口となるよう取り組んでいきます。

子ども・子育て会議

「長沼町子ども・子育て会議」の円滑な運営と有効活用を図り、町民意見・町民ニーズの把握と取り組みへの反映、計画の進行管理に努めます。

計画の進行管理

「長沼町子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進に当たっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて見直しを行います。

